

甲府駅周辺土地区画整理事業に伴う

建 物 他 補 償 額 積 算 再 算 定 委 託 仕 様 書
(R 6 － そ の 2)

甲 府 市

第1章 総 則

第1条 業務の概要

本業務は、甲府駅周辺土地区画整理事業に伴う建物等の調査及び補償額の再算定を行うものである。

また、前回調査より借家人に移転者がいるため、一部調査算定となる。

第2条 業務の内容等

1 件名

甲府駅周辺土地区画整理事業に伴う建物他補償額積算再算定委託（R6-その2）

2 業務の範囲

本業務の範囲は、「第2章 業務内容」によるものとする。

3 委託期間

自 契 約 日

至 令和7年 1月31日

第3条 提出書類（着手時）

受託者は、契約締結後直ちに次の書類(完了時には第11条の書類)を提出するものとする。

1 業務着手届

2 主任技術者及びその経歴書

3 業務工程表

4 その他必要な書類

第4条 主任技術者

主任技術者とは、建物調査等の主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくは建物調査等の主たる補償業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規定第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）等の資格を有する者、又は委託者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、前条により受託者が委託者に届け出た者をいう。

第5条 資料の貸与

本業務の遂行上、調査すべき事項は原則として受託者が行うものとするが、過去の資料等、甲府市が保有しているもので必要な資料は貸与する。

第6条 機密保持と中立性の義務

受託者は、本業務の遂行上、知り得た事項及び積算した金額等を第三者に漏らしてはならない。また、受託者としての中立性を厳守しなければならない。

第7条 打ち合わせ及び議事録

受託者は、業務の着手前及び業務中においても必要に応じて十分に協議を行い、目的達成に努めるものとする。打ち合わせには、関係諸機関も含まれるものとする。

第8条 設計図書等の疑義

本業務の実施に当って疑義が生じた場合は、甲府市・受託者協議のうえ甲府市の指示に従うものとする。

第9条 その他

本仕様書は、概要を示すものであり、詳細については用地調査等業務費積算基準及び関係法令集を順守するものとする。また、本仕様書及び当該例規集に明記なき事項であっても必要なものについては、甲府市の指示・協議のもとに本業務として実施するものとする。

第2章 業 務 内 容

第10条 設計業務

1 建物等調査積算再算定業務

対象建物：甲府市朝日二丁目地内（商業地域、準防火地域）
鉄骨造5階建て、店舗併用住宅 1棟

①建物（看板共）・営業・動産・移転雑費の積算再算定を行う。

②建物の解体工事費算定については、建材採取による石綿含有調査及び積算も行なうものとし、『石綿調査算定要領』に沿うこととする。検体数は、5ヶ所とし、採取箇所は担当者の指示に従うものとする。

なお建物の解体工事費算定金額については、3社以上の見積り比較とする場合もあるので担当者と協議をすること。

2 工作物等積算再算定業務

対象建物：甲府市朝日二丁目地内（商業地域、準防火地域）
工作物 1棟

①工作物の積算再算定を行う。

1. 2ともに、業務箇所は別添数量表のとおりとし、詳細については担当者の指示に従うものとする。

第11条 提出書類等（完了時）

業務完了時に次の成果品を提出するものとする。

1 業務完了届	1 部
2 建物等調査積算業務（別添一覧表参照）	2 部
3 建物等調査積算業務（電子データ）	2 部